

令和7年

## 第4回選挙管理委員会定例会

日 時	令和7年4月3日(木) 午前10時から
場 所	一関市役所 選挙管理委員会室
付議事件	報告第1号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
	報告第2号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
	議案第8号 一関市障がい者活躍推進計画の策定の専決処分に関し、承認を求めることについて
	議案第9号 選挙人名簿から抹消すべき者について
	議案第10号 一関市議会議員選挙の執行期日について
	議案第11号 一関市長選挙の執行期日について
	議案第12号 一関市議会議員選挙と一関市長選挙を同時に行うことについて
	議案第13号 投票用紙及び不在者投票用封筒の地色及びインクの色について
	議案第14号 選挙運動のために使用される自動車又は拡声機の表示板の地色及びインクの色について
	議案第15号 選挙運動のために使用される自動車に乗車する者の腕章の地色及びインクの色について
	議案第16号 選挙運動用ビラの証紙の地色及びインクの色について
	議案第17号 標旗の地色及びインクの色について
	議案第18号 街頭演説用腕章の地色及びインクの色について
	議案第19号 政治活動用自動車の表示板の地色及びインクの色について
	議案第20号 政治活動用ポスターの証紙の地色及びインクの色について
	議案第21号 政談演説会告知用立札及び看板の類の表示の地色及びインクの色について



報告第1号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和6年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により別紙のとおり公表するので、報告する。

令和7年4月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

# 令和6年度 選挙人名簿閲覧申出者一覧

## 別紙

No	閲覧の年月日	申出者の氏名、住所	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
1	令和6年 9月13日	一般社団法人共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	「日本世論調査会・共同通信社 世論調査」の対象者抽出のため (世論調査)	一関第8投票区 (抽出12件)
2	9月20日、25日	株式会社東京商工リサーチ盛岡支店 支店長 坂人 鉄也 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル 6F	「令和6年度青少年・男女共同参画意識調査及び女性活躍推進に関するアンケート調査」の対象者抽出のため (世論調査)	全投票区 (抽出450件)
3	9月24日	株式会社ピースマネジメント 代表取締役 江越 卓真 愛知県岡崎市上六名4-6-3	「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート調査」の対象者抽出のため (世論調査)	全投票区 (抽出185件)
4	11月20日、21日	株式会社東京商工リサーチ盛岡支店 支店長 坂人 鉄也 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル 6F	「令和7年県の施策に関する県民意識調査」の対象者抽出のため (世論調査)	全投票区 (抽出360件)
5	12月9日	公益財団法人流通経済研究所 理事長 青柳 繁弘 東京都千代田区九段南4-8-2 山脇ビル 10F	「令和7年岩手県の東日本大震災津波からの復興に関する意識調査」の対象者抽出のため (世論調査)	全投票区 (抽出200件)
6	令和7年 1月20日、23日、 2月27日、2月10日、 3月12日、14日、3月 11日～14日	参政党岩手第3支部 支部長 石黒 一広 北上市川岸3-24-23	はがき作成のため (政治活動)	一関地域 (全有権者)

政治活動 1件  
世論調査 5件  
統計調査 0件

報告第2号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和6年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により別紙のとおり公表するので、報告する。

令和7年4月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

## 令和6年度 在外選挙人名簿閲覧申出者一覧

別紙

閲覧の年月日	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
	申出者なし		

議案第 8 号

一関市障がい者活躍推進計画の策定の専決処分に関し、承認を求めることについて

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 3 日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高 橋 秀 典

## 専決処分書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項の規定により、委員会を招集する暇がないと認め、次のとおり専決処分する。

令和7年3月21日

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

## 記

一関市障がい者活躍推進計画の策定について

# 障がい者活躍推進計画

令和7年3月  
一 関 市

## 目次

---

1	計画の趣旨.....	2
2	計画期間.....	2
3	計画の策定主体及び対象職員.....	2
4	障がい者の雇用に関する現状と課題.....	2
5	目標.....	3
6	目標の達成に向けた取組内容.....	4
7	周知・公表.....	5

## 1 計画の趣旨

---

本市では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号。以下、「障害者雇用促進法」という。）に基づき、これまで障がい者の雇用の促進及び職業の安定を図ってきました。令和元年 6 月には、障害者雇用促進法の改正が行われ、国及び地方公共団体は、その責務として、自ら率先して障がい者を雇用するよう努めることが明確化されました。また、障がい者である職員が、その有する能力を有効に発揮して、職業生活において活躍することの推進に関する取組を総合的かつ効率的に実施することができるよう、国が策定する「障害者活躍推進計画作成指針」（令和元年厚生労働省告示第 198 号）に即して、障がい者の活躍に関する計画を策定し、これを実施しなければならないこととされ、「一関市障がい者活躍推進計画」を令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年の期間で策定したところです。

障がい者である職員が、その能力や適性を生かしながら力を発揮し、活躍できる職場環境づくりを進めること、また、障がい者である職員への合理的な配慮などにより働きやすい環境づくりに取り組むことは、障がいの有無に関わらず、多くの職員にとっても力を発揮しやすい職場づくりにつながるものです。

この度、この計画期間が満了することから、障がい者の雇用の促進に努めるとともに、障がい者である職員の職場における更なる活躍の推進を図ることを目的として、内容を見直して改めて策定するものです。

## 2 計画期間

---

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。なお、計画期間内においても、毎年度の実施状況等を検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 3 計画の策定主体及び対象職員

---

障がい者である職員の活躍の推進に向けた取組の効果的な推進や雇用管理の観点から、市長部局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、消防本部、公営企業上下水道部の職員を対象に、各任命権者が連名で策定します。

## 4 障がい者の雇用に関する現状と課題

---

### (1) 障がい者雇用の状況等

令和 6 年 6 月 1 日時点の市長部局等（※）の雇用率は 2.88%となっており、法定雇用率（2.8%）を達成しています。

【市長部局等における障害者雇用率の推移】

(単位：%)

	R2. 6. 1	R3. 6. 1	R4. 6. 1	R5. 6. 1	R6. 6. 1
障害者雇用率	2. 50	2. 64	2. 62	2. 67	2. 88
法定雇用率	2. 50	2. 60	2. 60	2. 60	2. 80

※本市では、市長部局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、消防本部、公営企業上下水道部の職員数を合算して障害者雇用率を算出しています。

(2) 課題

障がいのある職員が活躍し、その能力を有効に発揮するためには、全ての任命権者において、障がいの種別、内容及び程度によって異なる障がい特性の理解を深め、合理的配慮の実施による働きやすい環境づくりなど、障がい者である職員の視点や意見を踏まえた取り組みが必要です。

## 5 目標

(1) 採用に関する目標

各年6月1日時点の実雇用率を法定雇用率以上とします。

評価方法：毎年障がい者である職員の任免に関する状況の通報により把握します。

(2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせません。

評価方法：毎年障がい者である職員の任免に関する状況の通報の際に、前年度採用者の定着状況を把握し進捗管理を行います。

また、退職事由の確認による把握を行います。

(3) ワーク・エンゲージメント（仕事への積極的関与の状態）に関する目標

障がい者である職員が仕事にやりがいを感じ、いきいきと働くことができているかなどを把握するための面談を実施します。

評価方法：定期的な面談の機会を活用するなど、所属長が毎年度1回以上面談を行うこととし、所属長は、状況把握を行います。

また、総務部職員課は、その実施状況を把握します。

## 6 目標の達成に向けた取組内容

---

### (1) 障がい者である職員の活躍を推進するための体制整備

#### ア 組織面

- (ア) 障害者雇用推進者として総務部職員課長を選任し、障がい者である職員の雇用の促進及び安定を図ります。
- (イ) 障害者雇用推進者は、計画の実施に必要な事項について、関係する部署と連携を図ります。
- (ロ) 障害者職業生活相談員を選任し、障がい者である職員の職業生活全般についての相談、指導を行います。
- (ハ) 障がい者である職員本人が相談できる窓口を総務部職員課に設置し、障がい者である職員の職場適応を支援します。

#### イ 人材面

- (ア) 障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）は、岩手労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講します。
- (イ) 障がい者が配属されている部署の職員を中心に、岩手労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加者を募ります（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）。また、厚生労働省の「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（e-ラーニング版）」等を周知・活用し、障がいに係る基礎知識や必要な配慮等に関する職員理解の促進を図ります。

### (2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ア 相談窓口等への相談のほか、所属長は、面談等の際、障がい者である職員と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて対策を講じます。
- イ 総務部職員課は、障がい者を配属する部署の拡大に向けて、各部署への働きかけを行います。

### (3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

#### ア 職務環境

- (ア) 相談窓口等への相談のほか、所属長は、障がい者である職員と面談等を行うことにより、配慮が必要な内容を把握し、必要に応じた措置を講ずるよう努めます。
- (イ) なお、措置を講ずるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつも、他の職員に対し過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

#### イ 募集・採用

募集及び採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。

- ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がいに限定すること。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。

- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

#### ウ 働き方

年次有給休暇や各種休暇等に関する制度について周知し、それらの利用に当たっては通院や体調に配慮します。

### (4) その他の人事管理

- ア 所属長は、必要に応じて面談を実施し、状況把握を行います。
- イ 中途障がい者（在職中に疾病や事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な配慮、取組を行います。
- ウ 障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員はもとより、障がい者が配属されている部署の職員は、その立場により知り得た障がい者の情報を漏らさぬよう厳重に取り扱います。
- エ 障がい者本人が異動した場合や、障がい者以外の職員が異動した場合など、障がい者の情報を知る職員が不在となり、必要な配慮を受けられなくならないよう、本人の了解が得られる場合には、当該職員の情報を組織として引き継ぐものとします。

### (5) その他

- ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注などを通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。
- イ 毎年度、「一関市障害者就労施設等優先調達方針」に掲げる調達目標の達成を目指します。

## 7 周知・公表

---

計画を改定した際には、全ての職員に対して周知するとともに、ホームページへの掲載などにより公表します。

議案第9号

選挙人名簿から抹消すべき者について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、令和7年4月1日現在において別冊の者を選挙人名簿から抹消する。

令和7年4月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

選挙人名簿登録者数内訳

区 分		男	女	計
前回（令和 7 年 3 月 3 日 現在）の名簿登録者数 (A)		44,478	47,228	91,706
抹 消 者	死亡（3 月 31 日まで）	69	87	156
	転出後 4 月 1 日までに4箇月を経過した者 （令和 6 年 11 月 30 日までに転出した者）	42	45	87
	計 (B)	111	132	243
今回（令和 7 年 4 月 1 日 現在）の名簿登録者数 (A - B)		44,367	47,096	91,463

議案第10号

一関市議会議員選挙の執行期日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、一関市議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり行うものとする。

令和7年4月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1 選挙期日      | 令和7年9月28日 |
| 2 選挙期日の告示   | 令和7年9月21日 |
| 3 選挙すべき議員の数 | 26人       |

議案第11号

一関市長選挙の執行期日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、一関市長の任期満了による選挙を次のとおり行うものとする。

令和7年4月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

- 1 選挙期日 令和7年9月28日
- 2 選挙期日の告示 令和7年9月21日

議案第12号

一関市議会議員選挙と一関市長選挙を同時に行うことについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第1項の規定により、一関市議会議員の一般選挙と一関市長の選挙は同時に行うものとする。

令和7年4月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

議案第13号

投票用紙及び不在者投票用封筒の地色及びインクの色について

令和7年9月28日執行予定の一関市長選挙及び一関市議会議員選挙における投票用紙及び不在者投票用封筒の地色及びインクの色は、次のとおりとする。

令和7年4月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

1 市長選挙 投票用紙

区 分	地 色	インクの色
記号式投票における投票用紙	白色	黒色
期日前投票及び不在者投票における投票用紙	浅葱色	黒色
点字投票である旨の表示をした投票用紙	浅葱色	黒色（点字投票である旨の表示は、赤色）

2 市長選挙 不在者投票用封筒

区 分	地 色	インクの色
一般用	浅葱色	黒色
郵便投票用（本人）		青色
郵便投票用（代理記載人用）		赤色

3 一関市議会議員選挙 投票用紙

区 分	地 色	インクの色
投票用紙	薄黄色	黒色
点字投票である旨の表示をした投票用紙	薄黄色	黒色（点字投票である旨の表示は、赤色）

4 一関市議会議員選挙 不在者投票用封筒

区 分	地 色	インクの色
一般用	薄黄色	黒色
郵便投票用（本人）		青色
郵便投票用（代理記載人用）		赤色

議案第14号

選挙運動のために使用される自動車又は拡声機の表示板の地色及びインクの色について

令和7年9月28日執行予定の一関市長選挙及び一関市議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条第5項の規定による選挙運動のために使用される自動車又は拡声機の表示の地色及びインクの色は、次のとおりとする。

令和7年4月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

区 分	地 色	インクの色
選挙運動用自動車の表示板	白色	黒色
選挙運動用拡声機の表示板	白色	黒色

議案第15号

選挙運動のために使用される自動車に乗車する者の腕章の地色及びインクの色について

令和7年9月28日執行予定の一関市長選挙及び一関市議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条の2第2項の規定による選挙運動のために使用される自動車に乗車する者の腕章の地色及びインクの色は、次のとおりとする。

令和7年4月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

- 1 地 色 白色
- 2 インクの色 黒色

議案第16号

選挙運動用ビラの証紙の地色及びインクの色について

令和7年9月28日執行予定の一関市長選挙及び一関市議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第142条第7項の規定による一関市選挙管理委員会が交付する証紙の地色及びインクの色は、次のとおりとする。

令和7年4月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

区 分	地 色	インクの色（線）	インクの色（文字）
一関市長選挙	白色	黄色	黒色
一関市議会議員選挙	白色	薄桃色	黒色

議案第17号

標旗の地色及びインクの色について

令和7年9月28日執行予定の一関市長選挙及び一関市議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第164条の5第2項の規定による街頭演説をしようとする場合の標旗の地色及びインクの色は、次のとおりとする。

令和7年4月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

- 1 地 色 白色
- 2 インクの色 黒色

議案第18号

街頭演説用腕章の地色及びインクの色について

令和7年9月28日執行予定の一関市長選挙及び一関市議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第164条の7第2項の規定による選挙運動に従事する者の腕章の地色及びインクの色は、次のとおりとする。

令和7年4月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

- 1 地 色 白色
- 2 インクの色 赤色

議案第19号

政治活動用自動車の表示板の地色及びインクの色について

令和7年9月28日執行予定の一関市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の11第3項に規定する表示の地色及びインクの色は、次のとおりとする。

令和7年4月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

- 1 地 色 白色
- 2 インクの色 黒色

議案第20号

政治活動用ポスターの証紙の地色及びインクの色について

令和7年9月28日執行予定の一関市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の11第4項の規定により一関市選挙管理委員会が交付する証紙の地色及びインクの色は、次のとおりとする。

令和7年4月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

1 地 色 白色

2 インクの色

(1) 線 緑色

(2) 文字 黒色

議案第21号

政談演説会告知用立札及び看板の類の表示の地色及びインクの色について

令和7年9月28日執行予定の一関市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第201条の11第8項の規定による政談演説会告知用立札及び看板の類の表示の地色及びインクの色は、次のとおりとする。

令和7年4月3日提出

一関市選挙管理委員会 委員長 高橋 秀典

- 1 地 色 白色
- 2 インクの色 黒色